

財理第 1348号
平成 18年 3月 31日

各財務（支）局長
沖縄総合事務局長 殿

財務省理財局長 牧野 治郎

平成 18年度における地方債の同意等に係る協議に関する事務等の運営について

標記のことについては、下記事項に留意のうえ取り扱われたい。

記

1. 「平成 18年度地方債同意等基準」(以下「同意等基準」という。)が決定されたので、地方債の同意等に係る協議に関する事務等については、別紙の同意等基準、「平成 18年度地方債同意等基準の運用について」(以下「運用通達」という。)及び「平成 18年度地方債充当率」(以下「充当率」という。)等にとり、遺漏のないよう適切に処理されたい。
2. 地方債の同意等に係る協議に関する事務及び財政融資資金の貸付に関する事務について、各財務（支）局長、沖縄総合事務局長、各財務事務所長、小樽出張所長及び北見出張所長は、管轄区域内の地方公共団体に係るものを「平成 18年度地方債計画」の事業区分に基づき処理するものとする。
ただし、地方債の同意等に係る協議に関する事務のうち、市町村分に係る同意等予定額通知後の処理については、上記事業区分に基づき、各財務（支）局長、沖縄総合事務局長、各財務事務所長（北海道財務局管内の財務事務所長を除く。）が、各市町村の地方債の限度額及び資金について都道府県知事と充当調整を行うものとする。